

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年4月7日(2022.4.7)

【公開番号】特開2021-106745(P2021-106745A)

【公開日】令和3年7月29日(2021.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2021-033

【出願番号】特願2019-239207(P2019-239207)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月28日(2022.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者による操作対象とされる複数の操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

演出図柄の変動表示を行う演出図柄変動手段と、

前記操作部に対する操作受付が許容されうる操作許容状態において前記操作部に対する操作受付がなされると受付後表示を表示しうる操作許容状態実行手段と、

操作受付が許容可能とされうる操作対象を摸した摸画像表示を行う摸画像表示手段と、

前記操作許容状態の発生に際して受付許容音を可聴出力しうる許容音出力手段と

を備え、

前記操作許容状態の種別として、特定操作許容状態が用意されており、該特定操作許容状態では、前記複数の操作部のうち第1操作部に対する操作受付と第2操作部に対する操作受付とがいずれも許容可能とされるようになっており、

前記特定操作許容状態が発生した場合、前記受付許容音が可聴出力されているなかで前記第1操作部に対する操作受付がなされるとこれに応じた前記受付後表示は、該受付許容音の可聴出力が継続されているなかで前記演出図柄に対してその前側に重なって見えるように表示されるが、前記受付許容音が可聴出力されているなかで前記第2操作部に対する操作受付がなされるとこれを契機として前記受付許容音は非可聴の状態にされ、該操作受付に応じた前記受付後表示は、前記演出図柄に対してその背後側に重なって見えるよう表示されるようになっており、

さらに、

前記操作許容状態の種別として、特別操作許容状態がさらに用意されており、該特別操作許容状態は、特定種別BGMが可聴出力されているなかで発生する場合と、該特定種別BGMが非可聴の状態にされているなかで発生する場合との両方があるものとなっており、

前記特定種別BGMが可聴出力されているなかで前記特別操作許容状態が発生した場合であっても、前記特定種別BGMは、前記特別操作許容状態が継続しているなかで非可聴の状態にされる

50

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下を抑制することが求められる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

10

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：遊技者による操作対象とされる複数の操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

演出図柄の変動表示を行う演出図柄変動手段と、

前記操作部に対する操作受付が許容されうる操作許容状態において前記操作部に対する操作受付がなされると受付後表示を表示しうる操作許容状態実行手段と、

20

操作受付が許容可能とされうる操作対象を摸した摸画像表示を行う摸画像表示手段と、

前記操作許容状態の発生に際して受付許容音を可聴出力しうる許容音出力手段と  
を備え、

前記操作許容状態の種別として、特定操作許容状態が用意されており、該特定操作許容状態では、前記複数の操作部のうち第1操作部に対する操作受付と第2操作部に対する操作受付とがいずれも許容可能とされるようになっており、

前記特定操作許容状態が発生した場合、前記受付許容音が可聴出力されているなかで前記第1操作部に対する操作受付がなされるとこれに応じた前記受付後表示は、該受付許容音の可聴出力が継続されているなかで前記演出図柄に対してその前側に重なって見えるように表示されるが、前記受付許容音が可聴出力されているなかで前記第2操作部に対する操作受付がなされるとこれを契機として前記受付許容音は非可聴の状態にされ、該操作受付に応じた前記受付後表示は、前記演出図柄に対してその背後側に重なって見えるよう表示されるようになっており、

30

さらに、

前記操作許容状態の種別として、特別操作許容状態がさらに用意されており、該特別操作許容状態は、特定種別BGMが可聴出力されているなかで発生する場合と、該特定種別BGMが非可聴の状態にされているなかで発生する場合との両方があるものとなっており、

40

前記特定種別BGMが可聴出力されているなかで前記特別操作許容状態が発生した場合であっても、前記特定種別BGMは、前記特別操作許容状態が継続しているなかで非可聴の状態にされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

50